

農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針

平成8年4月5日公表

北 海 道

第1 基本的な考え方

果てしなく広がる平原や優しいスロープを描く丘陵地帯、四方を取り囲んだ海と様々な表情の浜辺、連なる山並み、そして大地の7割を覆う森林など、豊かで雄大な本道の自然は、生きるものすべての生命を支える役割だけではなく、四季の移り変わりをその時々で私たちに語りかけ、時には、安らぎを与えてくれる心のよりどころとなっています。

また、こうした自然に抱かれたこの北の大地には、歴史とともに歩み続けてきた多くの先人たちの力によって、農林漁業の営みがはぐくまれ、それぞれの地域に特色のある農山漁村の風景や文化を築き上げてきました。

これらの自然や文化など、本道の貴重な財産を活かした新しい余暇のスタイルとして、いま、農山漁村に滞在し、農林漁業などを「体験する」ことが注目されています。

都市住民のふるさと志向が高まっている中、土に触れたり、魚釣り、森林浴など自然に親しむひとときから農林漁業の大切さ、素晴らしさを理解し、さらには、心のゆとりを得ることは、青少年の環境教育をはじめ様々な観点からもとても重要なものとなっています。

一方、受け入れる側の農山漁村では、多くの人々が訪れ、交流することにより自分たちの住む郷土の魅力を見いだしたり、郷土への愛着や誇りを呼び起せる良い機会になり、それが地域全体に活気を与えるものにもなります。

これまで、本道の農山漁村地域では、都市住民と地域住民がともに過ごせる快適な空間や環境づくり、受入れのための地域の人々のネットワークづくりなどに独自に取り組んでおり、道としても、こうした取組みへの支援を行ってきました。

地域住民が主体となった個性あふれる取組みをこれまでもバックアップしながら、本道の農林漁業や地域の持つ無限の可能性と魅力を最大限に引き出し、そこに住む人々の意欲をエネルギーとした農山漁村滞在型余暇活動を行うのにふさわしい空間や環境づくりをはじめ、諸条件の整備を進めていくため、北海道の基本方針をここに定めることとします。

第2 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的な事項

(1) 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備のあり方

農村に滞在し、農業体験等の余暇活動を行うのにふさわしい受入れ条件の整備を進めるに当たっては、本道の豊かな農業・農村資源や地域住民の活力等を活かし、都市住民など、訪れる人々が安らぎやうるおいを得られるような快適な空間や農業・農村に対する理解を深めるための多様な余暇活動のメニューの提供が可能となるよう、次のような役割を担った地域の整備をめざし、いきいきとした農業・農村づくりを進めるものとする。

ア 本道の雄大で恵まれた自然環境や各地域の特色ある農業の姿を活かした美しい農村景観の形成や土地利用に対する配慮がなされていること。

イ 農村に住む人々が快適でゆとりのある生活を楽しみながら、いきいきと生産活動を行える環境が整備されており、交流等を通じて、都市住民の農業・農村に対する理解が深まるとともに、安らぎやうるおいを感じられるような空間が形成されること。

ウ 農業・農村に関する体験施設やその他の交流施設、宿泊施設などが総合的・一体的に整備され、地域の農業者等に農業体験指導や交流が行われるなど、地域としての魅力づくりがなされること。

エ 農村の豊かな自然とその中に展開する広大な農場などがはぐくむ四季折々の農村景観や北海道の風土に根ざした特色ある食・工芸・祭等の生活文化をはじめ、様々な地域資源を活かしつつ、北海道ならではの特性を発揮し、各地域で個性的で興味深い多様な余暇活動のメニューの提供が行われること。

オ 余暇活動を行うのにふさわしい環境の整備により、農業や関連する地域産業が振興され、就業機会の確保や農業所得の向上などで地域の活性化が図られること。

(2) 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の進め方

農村滞在型余暇活動を行うのにふさわしい受入れ条件の整備を進めるためには、次の事項に留意しながら計画的・一体的な整備に努めるものとする。

ア これまでの地域独自の余暇活動への取組みを尊重しながら、地域資源の活用や地域住民の主体性・創意工夫を活かした整備を進めていくものとする。

イ 多様化する消費者ニーズを踏まえながら、安全で良質な農産物の安定供給に努めるとともに、農業と関連産業の連携による農産加工品の開発・生産など地域の特性を活かしつつ、農業や地域産業の振興に努める。

ウ 都市住民の受け入れに当たり、農村に滞在することが快適で魅力的なものとなるよう施設等利用者の安全確保、宿泊施設運営のための人材や滞在プログラムの充実のための指導者の育成に努める。また、女性や高齢者の意向を重視するとともに、能力を発揮できる環境や機会づくりにも配慮する。

エ 北国らしい豊かで優れた本道の自然環境や良好な農村景観の保全との調和を図りながら整備を進めていく。また、農村生活のための居住環境や農業の健全な発展との調和にも配慮する。

オ 農村滞在型余暇活動を行うのにふさわしい環境整備を進めるためには、地域の農業者との調整を図りながら、土地利用関係法令の適切な運用などにより、秩序ある土地利用を進めるよう努める。

カ 整備地区の農業者や農作業体験施設等の運営者などのネットワークづくりで、地域が主体となった取組みを進めるとともに、市町村や関係団体等関係者の連携による支援で、受入れ条件の整備がより効果的に行われるよう努める。

2 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するために必要な措置を構すべき地区の設定に関する事項

農村滞在型余暇活動を行うのに適した受入れ条件の整備を進めるために必要な措置を講ずべき地区（以下「整備地区」という。）の設定は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 農用地等が整備地区内の土地の相当部分を占め、それらが適正に管理され、有効に利用されていること。
- (2) 農用地やその他の農業資源と周囲の自然環境の調和が図られ、良好な農村景観を形成していること。
- (3) 自然資源が豊かで、整備を進めることにより十分な機能の発揮が見込まれ、地域の所得、就業機会の確保の観点から農村滞在型余暇活動への取組みが必要であり、その取組みに対する地域的な意識が高いこと。
- (4) 伝統文化が豊かであり、農村滞在型余暇活動において役割を發揮できる人材がいること。
- (5) 農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定により指定された農業振興地域内にあること。

なお、整備地区の設定に当たっては、次の事項にも留意すること。

ア 農業者等の合意形成が図られ、農業者等が主体となり地域の人々が一丸となって整備に取り組む姿勢で、農村滞在型余暇活動を行うのにふさわしい条件整備が積極的に進められると認められる地区であること。

イ 余暇活動を行うのに適した受入れ条件の整備を進めることにより、地域の特徴を生かした多彩な余暇活動のメニューが提供されると認められる地区であること。

ウ 同一市町村内に複数の整備地区を設定する場合には、各整備地区のそれぞれの特色を活かした整備を進めるとともに、他の整備地区との連携に努め、より効果的な役割の發揮と成果の確保が見込まれること。

3 整備地区における農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るための農用地等その他の土地の利用に関する事項

整備地区の土地の利用に関しては、次の方針に基づき進めるものとする。

- (1) 整備地区の農用地やその他の農業資源が持つ食料生産、国土、自然環境の保全等の役割はもとより、ゆとりやうるおいなどを得ることのできる人に優しい空間の提供という多面的な役割も十分果たせるよう配慮する。

- (2) 地域特有の農業の姿を活かした、良好な農村景観の維持・形成が図られるよう配慮する。
- (3) 農作業体験の場を設定する際には、農用地等の適正な保全や利用に努める。
- (4) 整備地区内に土地所有者の合意形成を図るため、土地利用に関する協定を活用し、効率的な土地の利用を進めていく。

4 整備地区における農作業体験施設等の整備に関する事項

農作業体験施設等の整備に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 滞在した都市住民が地域住民と交流しながら農業・農村地域への理解を深められ、また、都市住民の様々なニーズに対応し、多様に活用できる施設等の整備に努める。
- (2) 農業者をはじめ地域住民の意向を十分反映させるとともに、女性や高齢者が能力を発揮しやすい環境づくりに配慮しながら整備を行う。
- (3) 既存の施設等との調和を図るとともに、その積極的な活用にも努める。また、各施設等を、総合的・計画的に配置し、それぞれの連携を密にする。なお、整備に当たっては、同じ用途の施設等が同一地域内に重複することのないよう留意する。
- (4) 農業者等の創意工夫を尊重するとともに地域の特性や自然条件を有効に活用した施設等とする。
- (5) 四季を通じて施設等が効率的に利用できるように工夫する。
- (6) 地域の自然環境の保全、農業生産活動との調和、農村景観や生活環境を守ることに努め、水質の保全や秩序ある土地の利用に関しても配慮する。

5 その他農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項

- (1) 農業振興地域整備計画その他地域の振興又は農村の整備に関する諸計画との調和を図る。
- (2) 同一市町村内に複数の整備地区を設定した場合、それぞれの整備地区の個性を尊重しつつ地区間の連携を図り、効果的に都市への情報提供や宣伝活動等を行う。
- (3) 農作業体験施設等の効率的、効果的な運営及び地域農産物の利活用を進めるため、施設の運営者と生産者などが連携し、利用や供給に関する協定等の締結などにより地域農産物の利用促進と安定供給をめざす。

第3 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的な事項

(1) 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備のあり方

山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備のあり方については、第2の1の(1)と同様であるが、そのほか、次のような性格及び機能を有する地域の整備をめざすものとする。

ア 都市住民が森林・林業体験その他森林・林業に対する理解を深めるための多様な余暇活動の提供が可能となるよう、地域の特性を活かし、森林の保健機能が高度に発揮される多様な森林資源が整備され、山村滞在型余暇活動を行うのにふさわしい緑豊かな山村景観が形成される。

イ その整備が林業や関連産業の振興に寄与し、林業所得の向上や就業機会の確保のほか、国土の保全等森林の持つ多面的機能が高度に発揮される森林・林業地域が形成される。

(2) 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の進め方

山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の進め方については、第2の1の(2)と同様であるが、そのほか次の事項に留意するものとする。

ア 地域の森林・林業に関する認識及び理解、森林整備に対する積極的な協力・参加の推進、地域林業の振興に寄与するよう努める。

イ 都市住民等の余暇活動と地域の森林の保全・整備及び林業生産活動と地域社会活動との調和ある共存に努める。

ウ 地域の森林所有者、森林組合等の意向を勘案して、森林の保健機能の増進に関する特別措置法に基づき、森林の施業と森林保健施設の計画的かつ一体的な整備を図るなど森林の多面的な機能の高度発揮に努める。

エ 森林施業等の体験については、地質、地形、気象、植生等を勘案して、体験区域を選定するとともに、区域の明示、作業内容や手順についての適切な指導等、快適で安全な体験をするための措置を講ずるよう努める。

オ 森林インストラクター等の森林・林業体験を指導・案内する人材の活用とその育成に努める。

2 その他山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項

(1) 山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設等の整備に関する事項

山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設等の整備に当たっては、第2の4と同様の考え方にに基づき行うものとするが、そのほか、森林法等関係令と適切な調整を行うものとする。

- (2) その他山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な措置に関する事項
- 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備については、第2の5と同様の事項につき、山村の現状を考慮し必要な措置を構ずるほか、山村滞在型余暇活動の効果的な推進を図るため、地域森林計画、市町村森林整備計画その他林業の振興又は山村の整備に関する計画との調和を図りつつ、森林地域の生物資源の保全、その他周辺環境の整備等に努めるものとする。

第4 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的な事項

(1) 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備のあり方

漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備のあり方については、第2の1の(1)と同様であるが、そのほか特に、次のような性格及び機能を有する地域の整備をめざすものとする。

ア 都市住民等に漁業の体験その他漁業に対する理解を深めるための多様な余暇活動の提供が可能となるよう、良好な自然的環境を有する漁場及び漁村滞在型余暇活動を行うのにふさわしい良好な漁村景観が形成される。

イ 漁労の体験等について、地域の漁業者等により安全に対する配慮がなされた質の高いサービスの提供が行われる。

ウ 機能の整備が、漁業や関連産業の振興に寄与し、漁業所得の向上や就業機会の確保など、地域の活性化の進展が図られる。

(2) 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の進め方

漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の進め方については、第2の1の(2)と同様であるが、そのほか次の事項に留意するものとする。

ア 漁村滞在型余暇活動のための機能の整備が地域の漁業生産との有機的な結びつきのもとに水産物の販売促進等地域漁業の振興に寄与するよう配慮する。

イ 漁場の適正、円滑な利用を図る等地域の漁業者と調整のうえ、優良漁場環境の維持・保全に努めつつ関係法令の適切な運用等により、地域の漁業生産活動との調和ある共存に配慮した整備推進に努める。

ウ 漁労の体験等における利用者の安全の確保や漁業に対する理解の促進を図るため、体験等の指導を行う人材の育成に努める。

2 その他漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項

(1) 漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設等の整備に関する事項

漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設等の整備に当たっては、第2の4と同様の考え方にに基づき行うものとするが、そのほか、漁業法等関係法令と適正な調整を行うものとする。

(2) その他漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な措置に関する事項

その他漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備については、第2の5と同様の事項につき、漁村の現状を考慮しつつ、必要な措置を構じるほか、漁村滞在型余暇活動を効果的に実施するため漁港整備計画その他漁業の振興又は漁村の整備に関する計画との調和を図りつつ、関係海面の生物資源の保全、その他周辺環境の整備等に努める。

第5 その他

1 交流人口の安定確保

農山漁村滞在型余暇活動を行うのにふさわしい受入れ条件を整備するため、施設の運営や誘客方法に工夫を凝らすとともに、都市側の自治体、企業、団体等と連携した交流や都市住民等への積極的なPR活動などにより年間を通じた交流人口の確保に努める。

2 市町村間の連携

近隣の市町村が連携して宣伝、情報交換、イベントなどを実施することで、効果的な誘客等に努める。

3 国際交流推進への配慮

国際的な交流にも対応できるよう、パンフレットや案内板等の表示、人材の養成などに配慮する。

4 支援体制の整備

市町村は、関係機関、農林漁業関係団体、観光団体等で構成する支援組織を設置し、農山漁村滞在型余暇活動に関する地域のネットワークづくりへの支援、農林漁業者への指導・助言等を行うなど、余暇活動のための環境整備が積極的に進められるよう努めるものとする。